

VII. 計画変更・申請取り下げ等の手続き

1. 交付申請取り下げ

申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める「補助金交付申請取下書」（様式14）をセンターに提出する必要があります。

なお交付申請の取り下げにより申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を「交付決定通知取消通知書」（様式20）により通知します。

2. 計画変更

補助金交付決定通知を受けた後、申請内容に変更がある場合は、変更届出書または計画変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。

変更内容により、①変更届の提出が不要な「極めて軽微な変更」、②変更届出書の提出が必要な「軽微な変更」および③計画変更承認申請書の提出が必要な「重要な変更」の3つに区分されます。

変更の区分		変更内容の例	提出書類
①	極めて軽微な変更	●設備・機器などの変更がなく、設置場所の微細な変更などで、全体の工事内容に大きな変更が無い場合。	—
②	軽微な変更	●申請者の法人名や代表者名の変更がある場合。 ●申請者の住所変更がある場合。 ●充電器の基数の変更がある場合。 ●設備・機器や全体の工事内容に変更がある場合で、設備設置補助額の変更が30%未満となる場合。	変更届出書 (様式15)
③	重要な変更	●共同申請者に変更がある場合。 ●充電設備機器の機種の変更がある場合。 ●設備・機器や全体の工事内容に変更がある場合で、設備設置補助額の変更が30%以上となる場合。	計画変更承認 申請書 (様式16)

- ・ 「変更届出書」は、変更が決定したときに速やかに提出してください。
- ・ 「計画変更承認申請書」は事前にセンターに提出し、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けてください。

3. 遅延等報告

当該設備設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合は、速やかに「遅延等報告書」（様式18）をセンターに提出する必要があります。

書類は、設置工事完了予定日までに、速やかに届け出てください。ただし、最終期限は第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成26年10月31（金）、第3の事業については平成28年4月28日（木）となります。

4. 実施状況報告

交付の決定の通知を受けた後、当該設備設置の実施状況についてセンターが報告を求めた場合は、「実施状況報告書」(様式19)を、センターが要求する期日までに提出必要があります。

5. 財産処分申請

補助金により取得した充電設備について、センターが規定した期間内に処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。)しようとする場合には、事前に「財産処分承認申請書」(様式22)を必ず提出してください。(注) 処分の事由、目的によっては補助金(充電設備機器と設備設置工事費を含む。)の返納が必要となる場合があります。

また、センターの承認を得ずに処分を行った場合、補助金を返納しなければなりません。

(注) 第4の事業であって、充電設備の取得価格が50万円未満の場合はこの限りではありません。